

令和3年3月8日

一般社団法人群馬県建設業協会
会 員 各 位

一般社団法人群馬県建設業協会
会 長 青 柳 剛

緊急事態宣言の延長を踏まえた感染予防と健康管理、
基本的対処方針の変更と緊急事態宣言措置の区域変更について

この度、全国建設業協会を通じて以下について周知依頼がありました。
つきましては、それぞれの文書をご確認いただき、引き続き感染予防対策を講じて
いただきたくお願い申し上げます。

- ・ 緊急事態宣言の延長を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について
- ・ 第56回新型コロナウイルス感染症対策本部を受けた基本的対処方針の変更等について
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う工事及び業務の対応について

一般社団法人群馬県建設業協会
TEL 027-252-1666
FAX 027-252-1993